
Ⅲ. 申し合わせ事項について

1. あらかじめ定める事項について

(1) 関節技において、その効果が顕著であり危険と判断した場合は、審判員の見込みによって、「一本」の判定をくだすことができる。一方、絞め技では見込みはとらない。

(2) 正規の試合場でない場合の「場内外」の判定について。

① 抑え込みの「場内外」の判定については、正面に対して平行線すべて、2人の体を1つとして、半分以上出た場合は「待て」を宣告する。

② 正面に対して垂直の線すべて抑え込みを継続させ、机等の障害物に触れた場合は「待て」を宣告する。監督・応援選手に対しても速やかに立たせスペースを確保する。

③ 立ち姿勢(立技)の時、一方の試合者が場外に出たら、「待て」の宣告をする。

④ 但し、技を施して場外に出ても、従来の「場外指導」の罰則はとらない。

⑤ またその際、技の効果も見ない。技を仕掛けた選手も、投げられてしまった選手も、双方がノースコアとなる。

(3) 柔道衣検査は、開会式前に一斉に行う。検査合格後、違法行為等によって改ざんが認められた場合は規定通り、「棄権勝ち」や「反則負け」が適用される。

以上の検査が正確に行われていない場合は選手の責任とせず、試合中であれば柔道衣の場合は取り替え、異物の場合は除去して試合を続行させる。

(4) 「不戦勝ち」について。

1分間のインターバルをもって、3回呼ばれても試合場に現れない試合者は、試合を行う資格を失う。

(5) 「指導」以上の反則を与える場合、審判員は確認のために合議することができる。

(6) オーダーについて。

① 東京都高等学校学年別大会(男子団体戦)で、試合者が3名に満たないチームは、先鋒より詰めて大将が空位となるように組むこととする。

② 東京都高等学校総合体育大会 兼 全国高等学校総合体育大会柔道競技大会東京都予選会(女子団体戦)で、試合者が3名に満たないチームにおける空位については、本大会の実施規定に準ずる。なお、欠場者が出た場合も同様とする。

③ 東京都高等学校対抗大会 兼 関東高等学校柔道大会東京都予選会(女子団体戦)および東京都高等学校女子団体柔道大会 兼 全国高等学校柔道選手権大会東京都予選会(女子団体戦)で、試合者が3名に満たないチームは、体重区分にあった位置で組むこととする。

(7) 大会日程の都合上における選手の補充について。

団体戦・個人戦の双方に出場する選手が個人戦で負傷棄権した場合は、団体戦の選手変更を1名に限り認める。

(8) 試合中、審判に意見(抗議)を言う監督に対して、3人の審判で合議し、その監督に対して言動を慎むように注意し、なお続くようであれば、その監督を退場させる。その上で、監督のいない選手又はチームの試合を没収する。

2. 大会毎に申し合わせる事項について

申し合わせる内容について、事前に参加チーム・選手に連絡しなければならない

い。

(1)大会で適用される競技規則に関すること。

①判定基準について。

団体戦は、「有効」「指導2」以上とする。

個人戦は、必ず優劣をつける。

②試合時間について。

③禁止事項について。

④取り扱い統一条項について。

⑤柔道衣検査について。

⑥場内外の判定について。

(2)審判員に関すること。

①服装について。

②審判員の割り当てについて。

③柔道衣検査の方法について。

(3)教育的配慮について。

国際柔道連盟試合審判規定適用に当たっては、対象が高校生であることを配慮し、常に教育的観点から判断するようにする。

(4)危険防止について。

危険防止などは特に配慮し、危険と認められたときは、ただちに試合を中断するなどの適確な処置を講ずる必要がある。

(5)審判員資格について。

審判員は、加盟校の柔道指導教師であることを原則とし、常任委員会で推薦された者がこれに当たる。

(6)応援について。

各大会は、あくまでも学校教育の一貫として実施するものである。そして、柔道を修業する者にとって試合場は、その精神をいかんなく発揮する場であり、選手自身の意志で試合を行うことの重要性を認識させなければならない。また、円滑な大会運営や審判の正確を期すなどの観点から、応援について規制するものとする。

①会場内における選手ならびに自校関係者の応援については、監督がすべてを掌握し、その責任を負うものとする。

②試合中の技術指導・声援は行わないようにする。

③会場内においては、選手・応援者ともに服装・態度を乱さないように注意する。

(7)IDカードについて。

①監督・引率教諭

都大会の際に、監督・引率教諭が試合場に入場するには、総会で配付されたIDカードの提示が必要となる。大会の際には必ず携帯すること。なお、紛失の際には再発行となり、実費がかかるので注意すること。

②付添生徒

都大会受付の際に貸与し、当日の内に大会本部に必ず返却すること。

③支部へのお願い

IDカードの使用について、各支部大会においても使用すること。

④IDカードについて

(ア) 毎年総会時に各加盟校に「監督」「引率教諭」分を配付する。

(イ) 各加盟校においては、氏名欄に該当する氏名を記入する。

(ウ) 東京都大会の際には、必ず携帯する。

(エ) 総会の際に配付する分については、実費負担で再発行する。

(オ) IDカードについては、総務部で管理把握する。

※以上の項に反した場合は、当該校の退場を求めることができる。